

医政発 0520 第 15 号
令和 8 年 5 月 20 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令 63 号。以下「改正省令」という。）については、別紙のとおり令和 8 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の趣旨及び制定の内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所番号の付与の方針については、追って通知する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正省令について

(1) 改正の趣旨

- 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所とされ、法第 21 条第 1 項に基づき、歯科技工所の開設者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項について都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。また、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場合は、法第 18 条に基づき、歯科医師の指示書によらなければならないこととされ、当該指示書の記載事項は歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）で定められている。
- 近年、開設者の届出が行われていない歯科技工所の存在が報告されており、こうした課題について、「歯科技工士の業務の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において議論を行ってきた。

- 令和7年8月6日に開催した検討会（第5回）においては、都道府県等が「届出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与すること」及び「歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書の記載事項について検討」することに関して議論が行われ、見直しの方向性が了承された。
- これを踏まえ、国民に安心・安全な補てつ物等を提供する観点から、歯科技工所の質を担保するため、必要な省令改正を行う。

（2）制定の内容

- 歯科技工士法施行規則について以下の改正を行う。
 - ・ 歯科技工所の開設の届出があった場合に、都道府県知事等は、開設者に対して、歯科技工所番号を通知しなければならないこととする。
 - ・ 歯科医師による歯科技工指示書の記載事項に、当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、歯科技工所番号を追加することとする。
 - ・ 様式第3号について、「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その歯科技工所番号を記載することとする。
- 所要の経過措置を設ける。

（3）施行期日

- 施行期日：令和8年10月1日

2. 施行に向けた対応について

- 改正省令の施行に向けて、既存の歯科技工所についても、歯科技工所番号を付与することが必要となるため、都道府県等が歯科技工所の実態を適正に把握する観点から、既存の歯科技工所の活動の実態についても確認等をお願いしたい。確認に当たり、例えば、次のような場合は、事実上廃止状態にあることが確認されたものとして、実務上は廃止された歯科技工所と同様に取り扱っても差し支えないため、必要に応じて対応をすること。なお、歯科技工所の実態を把握・確認する際は、当該歯科技工所の付近の同業者または関係団体に当該歯科技工所の状況等を参考として聴取することが望ましい。
 - ・ 当該歯科技工所の建物がない場合
 - ・ 建物はあるが、無人である場合
 - ・ 建物はあるが、居住者または家主が第三者であって、前任者である開設者の所在を知らない又は開設者が廃止手続きをとることができない状態である場合
- また、法第32条において、法第21条第1項又は第2項に違反する場合、30万円以下の罰金に処することとされている。貴職におかれては、改正の趣旨も踏まえ、引き続き歯科技工所の開設の届出が適切になされるよう努めていただくようお願いする。

(歯科医師法施行規則の一部改正)
第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二十二条 診療録の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病名及び主要症状(美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整えるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあつては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第二十二条 診療録の記載事項は、左の通りである。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病名及び主要症状</p> <p>三・四 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、
 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年三月三十一日
 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令
 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指示書)</p> <p>第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称、所在地及び次条第三項の歯科技工所番号 (届出事項等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長)は、法第二十一条第一項前段の規定による届出があつたときは、開設者に、歯科技工所番号を通知するものとする。</p>	<p>(指示書)</p> <p>第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地 (届出事項)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

様式第三号 (第五条関係)

歯 科 技 工 士 業 務 従 事 者 届

様式第三号を次のように改める。

氏 名		性 別		年 齢	歳
住 所					
歯科技工士名簿登録	番 号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 歯科技工所 (歯科技工所番号:) 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他				
	所 在 地				
	名 称				
備 考					

- (注意)
1. 該当する数字を○で囲むこと。
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 3. 「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の歯科技工所番号を記載すること。
 4. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
 5. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十二条第七号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行される指示書について適用し、施行日前に発行された指示書については、なお従前の例による。

第三条 都道府県知事（歯科技工所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長）は、施行日前に法第二十一条の規定により既に届出を行った歯科技工所の開設者であつて、同条第二項の規定による廃止の届出を行っていないものに対して、施行日の前日までに、この省令による改正後の第十三条第三項の規定の例により、歯科技工所番号の通知をするものとする。

○厚生労働省令第六十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>歯科医師法第十一条第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）<u>第十一</u>条第一項第一号に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）<u>に</u>関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一項第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。</p>	<p>歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）<u>第十七</u>条の二第一項に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）<u>に</u>関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。</p>

附則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎